

特定販売事業者の取組内容にかかる審査要領

(目的)

第1条 この審査要領は大阪府気候変動対策事業活動表彰制度要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項第3号に規定する特別賞の審査に必要な事項を定める。

(賞の名称)

第2条 要綱第6条第2項第3号に規定する特別賞の名称は、ZEV普及ディーラー賞とする。

(定義)

第3条 この要領における用語の意義は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）の例による。

(審査の基準)

第4条 要綱第8条第2項に規定する基準は次の各号に掲げる事項とする。

- 一 条例第37条第1項に規定する電動車普及実績報告書の届出がされていること。
- 二 普及計画期間において、条例施行規則第55条に規定する自動車の普及の促進のために行った取組みについて別表に定める基準により確認し、実施が確認された項目につき同表に定める配点を合計した結果が50点以上となること。

(その他)

第5条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

審査項目	取組レベル※1	採点対象となる取組内容	取組みの例	取組みが実施済みであることの判断基準※2	配点
①推進体制の構築 〔18点満点〕	B	ZEV普及にかかる人材配置・人材育成の実施	●ZEV等の知識を要する販売担当者等の配置 ●社内研修や社内資格制度の創設	ZEVの普及に関する知識習得等を目的とした研修等の実施や人材配置について確認できること。	4点
	B	ZEV導入の率先行動の実施	●社用車でのZEV導入 ●社員のZEV導入の推進	ZEVの率行的な新規導入等や社員のZEV導入の推進の取組み（社員向けEVリース、ワークプレイスチャージング等）が確認できること。	4点
	A	ZEVのメンテナンス（関連サービスを含む）の実施体制の構築	●ZEVのメンテナンス（電気工事等）等に対応可能な整備士等の配置、人材育成等	ZEVのメンテナンス等に対応した人材配置や研修等の実施について確認できること。	5点
	A	他者との連携体制の構築	●行政や業界団体、他業界の事業者等との連携協定の締結	他者と連携した構築体制について確認できること。	5点
②体験機会の創出 （体験による啓発） 〔20点満点〕	B	自らの事業所におけるZEVの乗車・給電体験等の機会の提供	●店舗でのZEVの乗車体験サービスの実施 ●店舗での給電体験等のイベントやデモの実施	自らの事業所においてZEVの乗車・給電体験等の機会を提供したことが確認できること。	5点※3
	B	他者と連携したZEVの乗車・給電体験等の機会の提供（外部イベント等への出展）	●市町村イベント等でのZEVの乗車・給電体験サービス等の実施 ●自動車展示会等でのZEVの乗車・給電体験サービス等の実施	他者と連携したイベント等においてZEVの乗車・給電体験等を提供したことが確認できること。	5点※3
	A	府民や自動車使用事業者への試乗車の貸出等によるZEVの乗車・給電体験等の機会の提供	●府民の自宅や自動車使用事業者の事業所等へのZEV試乗車の配車・貸出サービスの実施	府民の自宅等に出張しZEVの乗車・給電体験等の機会を提供したことが確認できること（外部イベント以外）。	5点
	A	自らの事業所以外でのZEVの乗車・給電体験等を提供する拠点の設置	●住宅展示場でのZEVの乗車・給電体験サービス等の実施	自らの事業所や外部イベント以外でZEVの乗車・給電体験等を提供する拠点（目安として1ヶ月以上）が確認できること。	5点
③充電設備等の整備 〔20点満点〕	B	自らの事業所における充電設備等の新規設置・追加設置・入替設置	●店舗での充電設備の新規設置・追加設置・入替設置	自らの事業所における充電設備の新規設置等が確認できること。	5点※3
	B	（自らの事業所の）充電設備の利便性向上に寄与する取組みの実施	●店舗の充電設備の利用状況や充電終了時刻の見える化	自らの事業所の充電設備の利便性向上に寄与する取組みを実施したことが確認できること。	5点※3
	A	（自らの事業所以外の）目的地充電・経路充電の利便性向上に寄与する取組みの実施	●独自充電マップの作成 ●電欠不安や充電渋滞を解消する充電サービス（予約管理システム等）の利用促進の取組み	自らの事業所以外の目的地充電等の利便性向上に資する取組みを実施したことが確認できること。	5点
	A	（自らの事業所以外の）基礎充電を担う充電設備の設置・利用に関する支援の実施	●充電設備の補助金申請や電気契約のサポート、充電設備設置費用の負担軽減策の実施	自らの事業所以外の充電設備の設置・利用に関する支援を実施したことが確認できること。	5点
④情報発信 （体験以外での啓発） 〔18点満点〕	B	（新車販売時等での）ZEVの特長及び自動車の環境情報の説明	●ラインナップごとの環境情報に関するパンフレットの作成、HP・動画・SNSの配信、または来店者へ説明	ZEVの特長及び販売する自動車の環境情報について発信または来店者への説明を実施したことが確認できること。	4点
	B	（新車販売時等での）脱炭素化（ZEV以外）に関する情報発信	●脱炭素化に関する報告書やパンフレットの作成、HP・動画・SNSの配信、または来店者へ説明	脱炭素化について自社の広報媒体等で工夫して情報発信または来店者への説明を実施したことが確認できること。	4点
	A	他者と連携した（自動車ユーザー等を対象とした）情報発信の実施	●自動車使用事業者向けのセミナーの開催や講師派遣	集客施設や自動車使用事業者等との連携によりZEVの特長等を効果的に情報発信したことが確認できること。	5点
	A	学校等での環境教育への協力	●学校での出前授業や社会見学の実施	学校等で脱炭素やZEVについての環境教育に協力し啓発を実施したことが確認できること。	5点
⑤特色ある取組み 〔24点満点〕	A	新しいモビリティサービス（カーシェアリングやMaaS等）に関する取組みの実施	●店舗でのEVカーシェアステーションの設置 ●MaaSやワイヤレス充電等の新技術に関する実証への参画	ZEV普及に寄与する新しいモビリティサービスに関する取組みを実施したことが確認できること。	6点
	A	再生可能エネルギーの普及やエネルギーマネジメントに関する取組みの実施	●電力会社と連携した再生可能エネルギーの電力プランへの切替促進策の実施	ZEV導入と合わせて再生可能エネルギーの普及やエネルギーマネジメントによる省エネに寄与する取組みを実施したことが確認できること。	6点
	A	リサイクルや省資源に関する取組みの実施	●バッテリーリサイクルのアフターサービスの実施	ZEV導入時のバッテリーリサイクルや省資源の推進に貢献する取組みを実施したことが確認できること。	6点
	A	その他上記以外の特色ある取組みの実施	●ZEVへの乗り換えを促す導入プラン（サブスクリプション等）や負担軽減策の実施	その他ZEV普及に貢献する特色ある取組みを実施したことが確認できること。	6点

※1 A・・・Advance、B・・・Basic

※2 普及計画期間中に実施した取組みには、普及計画期間以前に開始し、普及計画期間中も継続して実施していたと認められる取組みも含むものとする。

※3 実施事業所数に応じて加点するものとし、実施事業所に付き1点とする。ただし届出事業所数が5か所未満の場合は、1実施事業所あたりの得点は配点（5点）を届出事業所数で除した点とする。端数が生じた場合は四捨五入する。

例 届出事業所数が4事業所の事業者において、3事業所で実施した場合 [5(点)÷4(届出事業所)]×3(実施事業所)=3.75点≒4点